

国民健康保険のお知らせ

問い合わせ
国民健康保険グループ
(☎05 1 7 7 1)

8月1日(金)から使用できる国民健康保険の新しい『資格確認書』(えんじ色)または『資格情報のお知らせ』を送付します

現在お持ちの保険証(資格確認書)または資格情報のお知らせの有効期限は**7月31日(木)**です。

従来の紙の保険証を令和6年12月に廃止したことから、『マイナ保険証』(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)をお持ちでない方には資格確認書(従来の紙の保険証に代わるもの)を、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを7月末までに届くよう世帯ごとに郵送します。

資格確認書が届く世帯には簡易書留で、資格情報のお知らせのみが届く世帯には普通郵便で送付します。資格確認書が届く世帯で配達時に不在の場合は、再配達などの手続きをして、必ず資格確認書を受け取ってください。

8月1日(金)以降は、従来の紙の保険証は使用できません。

医療機関を受診する際は、マイナ保険証か資格確認書をご利用ください。

※資格情報のお知らせのみで受診することはできません。

※高齢者や障がいのある方などマイナ保険証による受診が困難な方(要配慮者)については、マイナ保険証をお持ちであっても、申請に基づき資格確認書が交付されます。

資格確認書…マイナンバーカードをお持ちでない方またはマイナ保険証の利用登録がない方に交付する、従来の保険証に代わるもの

資格情報のお知らせ…マイナ保険証をお持ちの方に交付する、マイナ保険証に対応していない医療機関での受診やカードリーダーの不具合など何らかの事情でマイナ保険証が利用できない場合にマイナ保険証と併せて提示するもの

『限度額適用認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』の有効期限は7月31日(木)です

入院するときや高額な外来診療を受けるとき限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口で提示することで、窓口での支払い額が自己負担限度額までとなります。8月1日(金)以降に認定証が必要な方は、更新手続きが必要です。国民健康保険グループまたは各支所で申請してください。

※7月1日(火)から事前申請を受け付けています。国民健康保険グループ(市役所4番窓口)での交付は7月25日(金)以降の予定です。

※マイナ保険証を利用する場合、認定証の事前申請は不要です。

対象(国民健康保険に加入している方)

- 70歳未満の方
- 70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の方または現役並み所得者Ⅰ、現役並み所得者Ⅱに該当する方

※国民健康保険税の納税状況により交付できない場合があります。

手続きに必要なもの

- 保険証(7月31日(木)までに申請する場合のみ)、資格確認書または資格情報のお知らせ
- マイナンバー(個人番号)が分かる書類
- 委任状(別世帯の方が申請する場合のみ)

※令和6年分の収入申告が未申告の方は、申告を済ませてから、申告書の控えをご持参ください。

※各認定証は、申請した月の1日から有効となります。

◆70歳未満の方の自己負担限度額

区分	所得区分※2	自己負担限度額(月額)
ア	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1割 【多数回:140,100円※1】
イ	600万円超 901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1割 【多数回:93,000円※1】
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1割 【多数回:44,400円※1】
エ	210万円以下	57,600円【多数回:44,400円※1】
オ	住民税非課税	35,400円【多数回:24,600円※1】

◆70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額

区分	所得区分※3	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1割 【多数回:140,100円※1】	
現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1割 【多数回:93,000円※1】	
現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1割 【多数回:44,400円※1】	
一般	課税所得 145万円未満	18,000円 (年間144,000円)	57,600円 【多数回:44,400円※1】
低所得者Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円

※1 過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目から『多数回』の該当となり、自己負担限度額が下がります。

※2 70歳未満の所得とは、同一世帯の国民健康保険加入者それぞれの総所得金額などから43万円を差し引いた金額を世帯で合算したものです。

※3 70歳以上75歳未満の課税所得とは、住民税の課税所得です。